

令和5年3月23日

新潟市建設工事入札参加者 各位

新潟市 都市政策部 技術管理課

総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続き
及び監理技術者補佐の施工実績等の取扱いについて

令和3年3月23日付け「総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続き及び監理技術者補佐の施工実績等の取扱いについて」を下記のとおり一部改正しましたので、お知らせします。

記

① 総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続きについて

建設工事においては適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下、「技術者等」という。）の配置が必要となります。

技術者等の専任要件緩和措置については、財務部契約課発出の通知文※により示されており、これまで総合評価方式の案件において配置予定技術者を兼任で配置しようとする場合には、事前の手続きが必要となっていました。この手続きを今後、不要とします。

技術資料の審査時に、併せて配置予定技術者の兼任の可否についても確認します。

そのため、配置予定技術者の兼任を希望する場合は、落札候補者となり、技術資料を提出する際に、配置予定技術者を兼任するための必要な書類を提出して下さい。

兼任できないことが判明した場合は、「自己評価表」に記入した配置予定技術者が配置できないため、失格となりますのでご注意ください。

② 監理技術者補佐の施工実績等の取扱いについて

建設業法第26条第3項ただし書の適用を受ける監理技術者補佐として従事した工事の施工実績や工事成績は、総合評価方式における配置予定技術者の実績として評価します。

③ 適用日について

上記①、②は、令和5年4月1日以降に入札の公告または通知を行う工事から適用します。

※契約課発出の通知文は下記のとおりです。

- ・令和5年3月20日付「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」
- ・平成28年3月25日付「補助技術者の配置について」